

人事委員会年報

令和4年度

三重県人事委員会



目 次

第1章 人事委員会の概要	1
第1節 人事委員会の組織と運営	1
1 人事委員会	1
2 委員会の開催状況	2
第2節 令和4年「職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要	9
第3節 職員に関する条例案に対する意見	16
第4節 人事委員会規則等の制定及び改廃の状況	19
1 規則の制定、改廃状況	19
2 通知の制定、改廃状況	25
第5節 年間事業等の概要	28
第6節 諸会議等の開催状況	32
1 全国人事委員会連合会関係	32
2 東海・北陸人事委員会協議会関係	33
3 近畿、東海・北陸人事委員会協議会関係	34
4 その他	35
第7節 人事委員会事務局の組織及び事務分掌等	36
1 組織及び事務分掌等	36
2 職員の体制	37
3 歳入歳出予算・決算の概要	38
第2章 公務員制度・審査関係業務	41
第1節 公平審査	41
1 措置要求	41
2 審査請求	42
第2節 勤務条件	43
1 職務専念義務免除	43
第3節 職員団体	44
1 職員団体の登録	44
2 職員団体の登録事項変更届出	45
3 管理職員等の範囲の表	46
第4節 公平委員会の事務の受託	51
第5節 労働基準監督	52
1 勤務環境整備のための調査	52
2 号別決定	52

3 貯蓄金管理状況報告	53
4 ボイラー等性能検査	54
5 ボイラー等設置届及び落成検査	55
6 ボイラー等廃止報告	55
7 ボイラー等休止報告	55
8 クレーン設置届及び落成検査	55
第3章 任用関係業務	56
第1節 採用試験	56
競争試験の受験資格・試験日程	57
令和4年度三重県職員等採用候補者試験実施状況	59
第2節 採用選考	62
令和4年度採用選考の実施状況	63
第3節 臨時的任用の承認	64
第4章 給与関係業務	65

第1章 人事委員会の概要

第1節 人事委員会の組織と運営

1 人事委員会

人事委員会の委員長及び委員は、次表のとおりである。

(令和5年3月31日現在)

区分	氏名	委員就任年月日	在任年数	備考
委員長	降旗 道男	H27.7.17~R1.7.16 R1.7.17~ 委員長就任 R4.8.9~	7.8	(現) 弁護士法人シンフォニア 総合法律事務所 弁護士
委員	北岡 寛之	R3.7.29~	1.8	(元) 三重県健康福祉部長
委員	中村 佳子	R4.7.30~	0.8	(現) 株式会社丸中商店 代表取締役社長

2 委員会の開催状況

令和4年度における人事委員会の会議の開催回数は25回で、審議件数は議案86件、協議事項6件、報告事項16件の計108件となっており、その状況は次のとおりである。

【第1533回】 令和4年4月12日(火)

《議案》

- 第1号 職員団体登録事項の変更について(三重県職員労働組合)
- 第2号 職員団体登録事項の変更について(三重県教職員組合)
- 第3号 職員団体登録事項の変更について(三重県職員現業評議会)
- 第4号 職員団体登録事項の変更について(四日市港管理組合労働組合)

《報告》

- 第1号 令和3年度職員相談について(第4四半期分)

【第1534回】 令和4年4月22日(金)

《議案》

- 第1号 令和4年度三重県職員採用候補者A試験の実施について
- 第2号 不利益処分についての審査請求の受理について
- 第3号 令和4年(不)第1号事案に係る審査長の指定について

《報告》

- 第1号 令和4年職種別民間給与実態調査の概要について
- 第2号 定年引上げについて

【第1535回】 令和4年5月26日(木)

《議案》

- 第1号 令和4年度三重県警察官A採用候補者試験(1回目)の第1次試験合格者の決定について
- 第2号 職員団体の登録について
- 第3号 措置要求について

《報告》

- 第1号 令和4年(不)第1号事案について

【第1536回】 令和4年6月6日(月)

《議案》

- 第1号 令和4年度三重県職員採用候補者B試験及びC試験の実施について
- 第2号 令和4年度市町立小中学校職員採用候補者B試験及びC試験の実施について

- 第3号 令和4年度社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験の実施について
第4号 令和4年度社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者試験の実施について
第5号 令和4年度三重県警察官A採用候補者試験（2回目）の実施について
第6号 令和4年度三重県警察官B採用候補者試験の実施について
第7号 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

《報告》

- 第1号 令和4年（不）第1号事案について

【第1537回】 令和4年6月21日（火）

《議案》

- 第1号 課長級以上の職への採用選考について

《報告》

- 第1号 令和3年度人事委員会年報について

【第1538回】 令和4年7月1日（金）

《議案》

- 第1号 令和4年度三重県職員採用候補者A試験の第1次試験合格者の決定について
第2号 措置要求について

《報告》

- 第1号 令和4年度職員相談の状況（第1四半期分）について

【第1539回】 令和4年7月13日（水）

《議案》

- 第1号 令和4年度三重県警察官A採用候補者試験（1回目）の最終合格者の決定について
第2号 三重県職員退職手当支給条例施行規則及び公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について

《報告》

- 第1号 令和3年（措）第3号事案について

【第1540回】 令和4年8月9日（火）

《協議》

- 第1号 委員長の選任及び委員長の職務を代理する委員の指定について

《議案》

- 第1号 令和4年度三重県職員採用候補者A試験（行政Ⅱを除く）の最終合格者の決定について
- 第2号 令和4年度三重県職員採用候補者A試験（行政Ⅱ）の第2次試験合格者の決定について
- 第3号 職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う職員の定年等に関する規則の全部改正について
- 第4号 職員の再任用に関する規則の廃止について
- 第5号 定年退職者等の暫定再任用に関する規則の制定について
- 第6号 職員の定年の引き上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則及び公立学校職員の定年の引き上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則の制定について
- 第7号 給与条例附則第26項、第28項、第30項又は第31項の規定による給料に関する規則及び給与条例附則18項、第20項又は第21号の規定による給料に関する規則の制定について
- 第8号 職員の高齢者部分休業に関する規則の制定について

《報告》

- 第1号 令和3年（措）第3号事案について
- 第2号 人事行政の運営等の状況の報告について
- 第3号 令和4年人事院勧告について

【第1541回】 令和4年8月23日（火）

《協議》

- 第1号 令和4年人事委員会勧告の報告事項について

《報告》

- 第1号 解雇予告除外認定について

【第1542回】 令和4年9月1日（木）

《議案》：

- 第1号 措置要求について
- 第2号 令和4年度三重県職員採用候補者A試験（行政Ⅱ）の最終合格者の決定について

《協議》

- 第1号 令和4年人事委員会勧告の報告・勧告事項について

【第1543回】 令和4年9月9日（金）

《協議》

第1号 令和4年人事委員会勧告の報告・勧告事項について

【第1544回】 令和4年9月20日（火）

《議案》

第1号 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

第2号 職員団体登録事項の変更について（みえ教育ネットワーク教職員ユニオン）

第3号 三重県行政組織規則の一部改正に伴う関係規則の一部改正について

《協議》

第1号 令和4年人事委員会勧告の報告・勧告事項について

【第1545回】 令和4年9月29日（木）

《議案》

第1号 令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告について

第2号 職員の育児休業等の承認の手続き等に関する規則の一部改正について

第3号 「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」及び「公立学校職員の勤務時間、
休暇等に関する規則」の一部改正について

第4号 令和3年（措）第3号事案について

【第1546回】 令和4年10月6日（木）

《議案》

第1号 令和4年度三重県職員採用候補者B試験及びC試験の第1次試験合格者の決定について

第2号 令和4年度市町立小中学校職員採用候補者B試験及びC試験の1次試験合格者の決定について

第3号 令和4年度社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験の第1次試験合格者の決定について

第4号 令和4年度社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者試験の第1次試験合格者の決定について

第5号 令和4年度三重県警察官A採用候補者試験（2回目）の第1次試験合格者の決定について

第6号 令和4年度三重県警察官B採用候補者試験の第1次試験合格者の決定について

《協議》

第1号 令和4年（不）第1号事案について

【第1547回】 令和4年10月21日（金）

《議案》

第1号 令和4年（不）第1号事案について

《報告》

第1号 令和4年度職員相談について（第2四半期分）

【第1548回】 令和4年11月9日（水）

《議案》

第1号 令和4年度三重県職員採用候補者B試験及びC試験の最終合格者の決定について

第2号 令和4年度市町立小中学校職員採用候補者B試験及びC試験の最終合格者の決定について

第3号 令和4年度社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験の最終合格者の決定について

第4号 令和4年度社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者試験の最終合格者の決定について

第5号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部改正について

第6号 職員の管理職手当に関する規則の一部改正について

第7号 措置要求について

【第1549回】 令和4年11月22日（火）

《議案》

第1号 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

【第1550回】 令和4年11月28日（月）

《議案》

第1号 令和4年度三重県警察官A採用候補者試験（2回目）の最終合格者の決定について

第2号 令和4年度三重県警察官B採用候補者試験の最終合格者の決定について

第3号 措置要求について

第4号 措置要求について

第5号 措置要求について

第6号 勤務条件に関する措置要求の受理について

第7号 令和4年（措）第1号事案に係る審理長の指定について

【第1551回】 令和4年12月22日（木）

《議案》

第1号 「職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則」及び「公立学校職員の期末手

当及び勤勉手当に関する規則」の一部改正案について
第2号 令和4年(措)第1号事案について

【第1552回】 令和5年1月20日(金)

《議案》

- 第1号 育児休業等の承認の請求手続等に関する規則の一部改正について
- 第2号 令和5年度三重県職員等採用候補者試験の日程及び受験資格について
- 第3号 措置要求について
- 第4号 措置要求について

《報告》

- 第1号 令和4年度職員相談の状況(第3四半期分)について
- 第2号 令和4年地方公務員給与実態調査結果の概要について

【第1553回】 令和5年2月8日(水)

《議案》

- 第1号 課長級・警視以上の職への採用選考について

【第1554回】 令和5年2月17日(金)

《議案》

- 第1号 職員の給与に関する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う関係規則の制定及び一部改正について
- 第2号 令和5年度三重県警察官A採用候補者試験(1回目)の実施について
- 第3号 課長級・警視以上の職への採用選考について
- 第4号 一般任期付職員の採用等承認について
- 第5号 措置要求について

【第1555回】 令和5年3月7日(火)

《議案》

- 第1号 警察の組織改編による職の新設等に伴う給与関係規則の一部改正について
- 第2号 課長級及び警視以上の職への採用選考について
- 第3号 措置要求について

【第1556回】 令和5年3月16日(木)

《議案》

- 第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について
- 第2号 人事委員会関係三重県個人情報保護条例施行規則の廃止について
- 第3号 「口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定」の廃止について

第4号 職員の特地勤務手当等に関する規則及び公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部改正について

《報告》

第1号 解雇予告除外認定の専決について

【第1557回】 令和5年3月23日（木）

《議案》

第1号 組織改編による職の新設等に伴う関係規則の一部改正について

第2号 職員の特種勤務手当に関する規則の一部改正について

第3号 職員の定年等に関する規則の一部改正について

第4号 課長級以上の職への採用選考について

第5号 人事委員会職員の任免について

第6号 勤務延長の期限の延長承認について

第2節 令和4年「職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要

令和4年10月12日 三重県人事委員会

【職員の給与に関する報告及び勧告】

○給与勧告のポイント

- 1 本年の民間給与との較差に基づく給与改定【令和4年度実施】
 - (1) 月例給を4年ぶりに引上げ
 - ・県内に勤務する職員の地域手当を0.1%引上げ(4.6%→4.7%)
 - (2) ボーナスを3年ぶりに引上げ
 - ・期末・勤勉手当の支給月数を0.1月分引上げ(年間4.30月→4.40月)
- 2 世代間の給与配分を適正化するための給料表見直し【令和5年度実施】

I 本年の民間給与との較差に基づく給与改定【令和4年度実施】

1 職員の給与と民間給与との比較

- ・企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の754民間事業所から抽出した159事業所を対象に、職種別民間給与実態調査を実施
- ・4月分の公民給与について、役職・学歴・年齢別に対比して較差を算出

(1) 月例給

区分	金額等
民間従業員の給与(A)	384,036円
職員(行政職)の給与(B)	383,627円
公民較差(A)-(B)	409円(0.11%)

(参考) 国

金額等
405,970円
405,049円
921円(0.23%)

(2) ボーナス

民間事業所の支給割合は給与月額額の4.41月に相当しており、職員の支給月数(4.30月)が0.11月下回っていた。

2 本年の民間給与との較差に基づき改定すべき事項

(1) 月例給

- ・公民較差を解消するため、県内に勤務する職員に対する地域手当について、4.6%としている支給割合を4.7%に引上げ

○改定内容（行政職）

区分	配分額	配分率
給料	-	-
地域手当	359円	0.09%
はね返し分	△1円	0:00%
計	358円	0.09%

(注) 「はね返し分」とは、地域手当の引上げ改定により特勤手当等の額が減少する分

(2) ボーナス

- ・職員の期末・勤勉手当の支給月数（4.30月）が、民間の特別給の支給割合（4.41月）を下回っていることから、支給月数を4.40月に引上げ
※支給月数は従来から0.05月単位で改定
- ・引上げ分は、勤勉手当に配分

○改定後の支給月数（一般の職員の場合）

		6月期	12月期
令和4年度	期末手当	1.2月（支給済）	1.2月（改定なし）
	勤勉手当	0.95月（支給済）	1.05月（現行0.95月）
令和5年度 以降	期末手当	1.2月	1.2月
	勤勉手当	1.0月（前年0.95月）	1.0月（前年1.05月）

3 実施時期

- (1) 令和4年4月1日
- (2) 条例の公布日（令和5年度以降の改定は、令和5年4月1日）

参 考

勧告どおり本年の民間給与との較差に基づく給与改定が実施された場合の職員給与

改定前 (A)		改定後 (B)		差額 (B) - (A)	
月例給	年間給与	月例給	年間給与	月例給	年間給与
383,627円	6,321千円	383,985円	6,366千円	358円	45千円

- (注) 1 行政職 4,797人（平均年齢44.1歳 平均経験年数22.4年）の平均
2 年間給与は月例給とボーナスの合計

II 世代間の給与配分を適正化するための給料表見直し【令和5年度実施】

1 見直しの必要性及び措置すべき事項

- ・ 現行の給料表は国の俸給表と比較して若年層より中高齢層に給料が厚く配分されており、世代間の給与配分を速やかに見直す必要
- ・ 国や近隣の地方公共団体と比較すると若年層の給料水準が低く、県内民間事業所との初任給差も大きい

このような状況等を総合的に勘案し、世代間の給与配分の適正化として、現行の給料表について、令和4年人事院勧告後の俸給表構造を基本として一定の水準調整を行った給料表に改定（若年層を上げ、中高齢層を下げ）

2 実施時期等

令和5年4月1日（給料表の改定に伴い、新たに受ける給料月額が令和5年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、経過措置として令和6年3月31日までの間、その差額を給料として支給。）

III その他の課題

1 定年の引上げによる給与に関する措置

- ・ 国は定年の段階的引き上げが完成する令和13年3月までに、60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう所要の措置を順次講ずることとしており、その動向を注視していくことが必要

2 在宅勤務に関する給与面での対応

- ・ 国は国家公務員がテレワーク（在宅勤務）を行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みの検討を進め、通勤手当の取扱いを含め、措置内容をまとめていくとしており、国の検討状況等を注視し、県において必要な枠組みを検討

3 人事管理の課題に対応するための給与制度上の取組

- ・ 国は公務員人事管理に関する様々な取組を進める中での給与面の課題に対応するため、給与制度のアップデートに向けた取組を進めていくこととし、令和5年夏に骨格案を示すよう検討を進め、令和6年には成案を示すとしており、その動向を注視していくことが必要

【人事管理に関する報告】

1 人材の確保・育成

(1) 人材の確保

- ・多様な有為の人材を確保し行政課題に安定して対応するために、採用数は長期的視点に立ち、職員の年齢構成等を考慮しながら適切な規模で推移することが妥当。その上で今後の採用試験の実施方法等を検討することが必要
- ・人材の採用・定着のために、三重県職員の魅力を、説得力を持って伝えることが必要。職員が自らの県政における役割を理解し、やりがいをもっていきいきと職務遂行できる勤務環境を整備することが急務
- ・採用活動については、公務員志望者だけでなく、公務員をめざしていない層に対しても受験意欲につなげる方策を検討
- ・業務が多様化し専門的になるに従い、民間人材の知見を取り入れる必要が生じることが想定されるため、採用方法や採用後のキャリア形成について検討が必要

(2) 人材の育成・活用

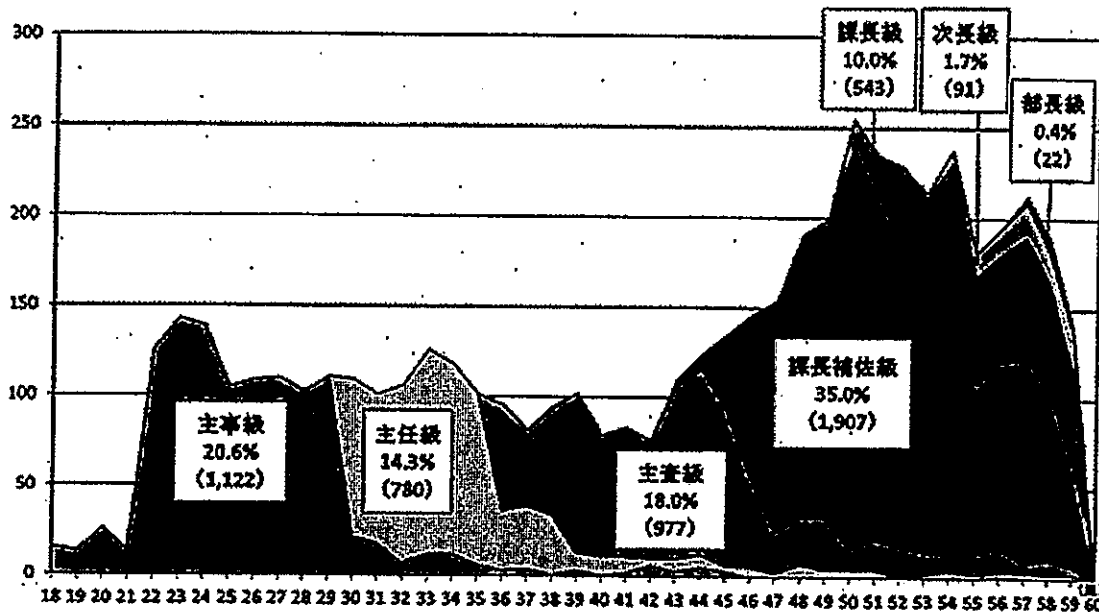
ア 人材の育成

- ・若手・中堅職員は、現在よりも早期にマネジメント層に登用される可能性があることを強く認識し、新たな事柄に挑戦し意欲的に学んでいくことが重要
- ・管理職員は、十分なコミュニケーションを図り、適切なマネジメントを行うことで、職員の新たな取組への意欲を尊重し、職員自身がやりがいを感じ成長を実感できるよう、組織として支援することが重要
- ・高齢層の職員は、知識や技術の継承のみならず、自ら担当職員として様々な分野で活躍できるよう、自身の60歳以降の働き方を見据えて、ポータブルスキルを高めていかなければならないという意識を持つことが重要
- ・DXの取組を推進するためには、職員一人ひとりがDXを自身の取り組む課題としてとらえ、意識変革を行う当事者であると認識することが不可欠

【年齢・職級別職員構成】

(令和4年4月1日現在)

(ア) (総数:5,442人)



(注)「令和4年人事統計調査」から、知事部局、各種委員会事務局、県立学校、市町立学校、警察の行政職給料表、研究職給料表、医療職給料表(二)、医療職給料表(三)適用職員の構成を示しています。

イ 能力や適性に基づいた人材の活用

- ・女性職員の管理職への登用拡大に向けては、性別や家庭の事情等に係る思い込みにとらわれずに人材の配置や育成を行うことが必要。
- ・男性職員が育児休業を取得し家庭参画することは、自身のマネジメント能力の向上に加え職場の働き方の見直しにもつながるため、積極的に推進することが必要
- ・在宅勤務や早出遅出勤務等も活用し、育児等と仕事の両立を可能とする環境のもと、多様な人材の活用に取り組むことが重要

(3) 不祥事及び不適切事務の防止に向けた取組の徹底

- ・職員の非違行為に対しては、懲戒処分も含め厳正に対処するとともに、職員個人の不断の資質向上と、意欲的に仕事に取り組むことのできる環境づくりの推進が必要
- ・適正な業務執行を確保するために導入された内部統制制度について、制度の浸透に努めるとともに、より効率的な制度運用について検討していくことが必要

2 能力・実績に基づく人事管理の推進と組織力の向上

(1) 適切な人事評価に基づく人事管理

- ・人事評価制度を公正に運用することで、有為な人材の育成・登用を図り、公務能率の最大化へとつなげることが必要
- ・職員の育成支援とともに各職級に求められる職責を果たしているかなどを把握し、下位の評語も含め各評語の水準に応じた適正な評価をすることにより、適切に人事管理を進めることが必要

(2) 60歳を超える職員の活用による組織力の向上

- ・60歳を超える職員には、豊富な知識等を最大限に活用し継承することにより組織力向上につなげる役割を期待されていることを理解し、業務にあたる必要がある
- ・役職定年制により管理職員から降任した職員、役職定年者以外の60歳を超える職員、再任用職員、60歳未満の職員がモチベーションを維持し、互いに好影響を与えながら職務を遂行していく職場をめざすことにより、組織力を向上していくことが必要

(3) DXの推進による組織力の向上

- ・DXの推進は、様々な行政課題に柔軟に取り組むことができる組織の実現につながるという共通の認識を持ち、取組を行っていくことが重要

3 勤務環境の整備

(1) 知事部局等における労務管理の推進

- ・新型コロナウイルス感染症への対応にあたって、過重労働による健康被害を防止するための措置の徹底が必要。より果敢に県庁全体の業務の見直しを行い、柔軟かつ迅速に適切な人員配置を行うことが必要
- ・メンタルヘルスケアなど適切な健康対策の実施が重要。月80時間を超えて時間外勤務を行う職員について確実に医師の面談を受けさせ、相談しやすい環境を整備する対策が不可欠

(2) 学校現場における労務管理の推進

- ・学校における働き方改革を進めるため、県及び市町と学校が一体となって総勤務時間の縮減に取り組み、勤務時間の弾力化やICTを活用した業務の効率化等に引き続き取り組んでいくことが必要

- ・教育職員の負担を軽減するため、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行を見据え、関係者が協力・連携し、推進することが重要
- ・教職員のメンタルヘルス対策については、より効果的な取組になるよう進めていくことが必要

(3) 警察における労務管理の推進

- ・職員のメンタルヘルスについて、管理職員に引き続きラインケア研修等で意識啓発を行っていくことが必要
- ・DX推進などによる業務の効率化を図るなど、職員が能力を最大限発揮できるように勤務環境を整備していくことが重要

(4) 柔軟かつ多様な働き方

- ・柔軟な働き方として定着しはじめている在宅勤務制度を、引き続き職員が利用しやすい環境に整備していくことが必要
- ・今後も障がいのある職員が個性や能力を発揮し、いきいきと働くことができる職場環境づくりを進めていくことが必要
- ・仕事と生活を両立するためには、育児や介護等の様々な事情を抱える職員が働きやすい職場環境づくりに取り組んでいくことが必要

(5) ハラスメントのない職場環境づくり

- ・ハラスメント防止は、職員が心身の健康を保持しその能力を十分に発揮できるために重要な課題であり、職場全体で対応すべき問題として捉えることが必要
- ・社会情勢や認識の変化等で、問題ないと思っていた行為がハラスメントに該当することを職員一人ひとりが理解し、ハラスメントごとに異なる性質と問題点を的確に捉えて対応することが必要

4 非常勤職員に係る人事管理

- ・会計年度任用職員制度を適切に運用することが必要
- ・非常勤職員一人ひとりが、高い意欲を持って能力を十分に発揮して勤務できるよう、引き続き働きやすい勤務環境整備に取り組んでいくことが必要

第3節 職員に関する条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、三重県議会から職員に適用される基準の実施、その他職員に関する条例案に対する意見を求められ、意見を提出した。

その概要は、次表のとおりである。

意見提出 年月日	議案 番号等	件 名	概 要
R4.6.7 〔令和4年 定例会〕	議案 第82号	地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について ・ 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例案に対する人事委員会の意見	職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例案は、地方公務員法の一部改正等に鑑み、定年引上げ後の関係条例の規定を整備するものであり、適当と認めます。
	議案 第83号	・ 職員の高齢者部分休業に関する条例案に対する人事委員会の意見	職員の高齢者部分休業に関する条例案は、地方公務員法第26条の3第1項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものであり、適当と認めます。
	議案 第85号 議案 第94号	・ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、地方公務員法の一部改正等に鑑み、定年引上げ後における60歳を超える職員の給与に関する特例を設ける等の措置を講ずるものであり、適当と認めます。

意見提出 年月日	議案 番号等	件 名	概 要
	議案 第 86 号 議案 第 95 号 議案 第 87 号	<p>三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見</p> <p>職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見</p>	<p>三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案は、地方公務員法の一部改正等に鑑み、定年引上げ後における60歳を超える職員の退職手当に関する特例を設ける等の措置を講ずるものであり、適当と認めます。</p> <p>職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案は、地方公務員法の一部改正等に鑑み、定年制度、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制に係る規定等を整備するものであり、適当と認めます。</p>
R4.9.20 〔令和 4 年 定例会〕	議案 第 106 号	<p>地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づく人事委員会の意見について</p> <p>職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見</p>	<p>職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に鑑み、育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間についての規定等を整備するものであり、適当と認めます。</p>

意見提出 年月日	議案 番号等	件 名	概 要
R4.11.24 (令和4年 定例会)	議案 第161号 議案 第162号	地方公務員法第5条第2 項の規定に基づく人事委 員会の意見について ・ 職員の給与に関する条 例等の一部を改正する 条例案及び公立学校職 員の給与に関する条例 の一部を改正する条例 案に対する人事委員会 の意見	職員の給与に関する条 例等の一部を改正する条 例案及び公立学校職員の 給与に関する条例の一部 を改正する条例案は、本 委員会が令和4年10月12 日に行った職員の給与に関 する勧告に基づき、職員の 給与について所要の改正を 行うものであり、適当と認 めます。

第4節 人事委員会規則等の制定及び改廃の状況

1 規則の制定、改廃状況

令和4年度に人事委員会が制定、改廃した人事委員会規則は、次表のとおりである。

(1) 公務員制度・審査関係

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件名	概要
人委規則 9-0	R4.8.16 (R5.4.1)	職員の定年等に関する規則	令和5年度からの定年引上げに伴い、全部改正を行った。
人委規則 12-16	R4.8.16 (R5.4.1)	職員の高齢者部分休業に関する規則	職員の高齢者部分休業制度の導入に伴い、制定した。
人委規則 12-11	R4.9.30 (R4.10.1)	職員の育児休業等の承認の 手続等に関する規則の一部 を改正する規則	育児休業の取得回数制限の緩和等 に伴い、規定の整備を行った。
人委規則 13-2	R4.9.30 (R4.10.1)	職員の勤務時間、休暇等に 関する規則の一部を改正す る規則	男性職員の育児参加休暇の取得期 間の拡大に伴い、規定の整備を行 った。
共同規則 平成7年 第4号	R4.9.30 ①R4.10.1 ②R5.4.1	公立学校職員の勤務時間、 休暇等に関する規則の一部 を改正する規則	①男性職員の育児参加休暇の取得 期間の拡大及び②定年引上げに伴 い、規定の整備を行った。
人委規則 12-4	R4.9.30 (R4.10.3)	管理職員等の範囲を定める 規則の一部を改正する規則	三重県行政組織規則等の改正に伴 い、規定の整備を行った。
人委規則 12-11	R5.1.24 (R5.4.1)	職員の育児休業等の承認の 請求手続等に関する規則の 一部を改正する規則	職員の育児休業等に関する条例の改 正に伴い、規定の整備を行った。
人委規則 2-8	R5.3.24 (R5.4.1)	人事委員会関係三重県個人 情報保護条例施行規則を廃 止する規則	三重県個人情報保護条例の廃止に 伴い、廃止した。
人委規則 13-2	R5.3.17 (R5.4.1)	職員の勤務時間、休暇等に 関する規則の一部を改正す る規則	家族看護休暇の対象範囲の拡大及 びキャリアデザイン休暇の新設に 伴い、規定の整備を行った。

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
共同規則 平成 7 年 第 4 号	R5.3.17 (R5.4.1)	公立学校職員の勤務時間、 休暇等に関する規則の一部 を改正する規則	家族看護休暇の対象範囲の拡大及 びキャリアデザイン休暇の新設に 伴い、規定の整備を行った。
人委規則 12-4	R5.3.31 (R5.4.1)	管理職員等の範囲を定める 規則の一部を改正する規則	三重県行政組織規則等の改正に伴 い、規定の整備を行った。
人委規則 9-0	R5.3.31 (R5.4.1)	職員の定年等に関する規則 の一部を改正する規則	特定管理監督職群の新設に伴い、 規定の整備を行った。

(2) 任用関係

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委規則 6-7	R4.8.16 (R5.4.1)	職員の再任用に関する規則	職員の再任用に関する条例の廃止 に伴い、廃止した。
人委規則 6-9	R4.8.16 (R5.4.1)	定年退職者等の暫定再任用 に関する規則	職員の定年等に関する条例の一部 改正に伴い、規定の整備を行っ た。

(3) 給与関係

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委規則 7-1	R4.7.15 (R4.7.15 施行 R4.7.1 適用)	三重県職員退職手当支給条 例施行規則の一部を改正す る規則	失業者の退職手当について、規 定の整備を行った。
共同規則 昭和 30 年 第 1 号	R4.7.15 (R4.7.15 施行 R4.7.1 適用)	公立学校職員の退職手当に 関する条例施行規則の一部 を改正する規則	失業者の退職手当について、規 定の整備を行った。

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委規則 7-80	R4.8.16 (R5.4.1) ①の一部規定に ついては R4.8.16 施行 R4.7.1 適用	職員の定年の引上げ等 に伴う関係人事委員会 規則の整備に関する規 則	<p>下記の人事委員会規則について、規定の整備を行った。 (一部改正した規則)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①三重県職員退職手当支給条例 施行規則 ②職員の給与の支給に関する規 則 ③職員の特殊勤務手当に関する 規則 ④職員の初任給、昇格、昇給等 の基準に関する規則 ⑤職員の通勤手当に関する規則 ⑥職員の管理職手当に関する規 則 ⑦農林漁業普及指導手当に関す る規則 ⑧職員の期末手当及び勤勉手当 に関する規則 ⑨初任給調整手当に関する規則 ⑩住居手当に関する規則 ⑪職員の特勤手当等に関する規 則 ⑫職員の単身赴任手当に関する 規則 ⑬管理職員特別勤務手当に関す る規則 ⑭会計年度任用職員の報酬、費 用弁償及び期末手当に関する 規則 ⑮職員相談に関する規則 ⑯職員の勤務時間、休暇等に関 する規則 ⑰職員の退職管理に関する規則

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
共同規則 令和4年 第5号	R4.8.16 (R5.4.1) ⑧の一部規定に ついては R4.8.16 施行 R4.7.1 適用	公立学校職員の定年の 引上げ等に伴う関係規 則の整備に関する規則	下記の人事委員会・教育委員会 共同規則について、規定の整備 を行った。 (一部改正した規則) ①公立学校職員の給料および手 当の支給に関する規則 ②公立学校職員の初任給、昇 格、昇給等の基準に関する規 則 ③公立学校職員の住居手当に関 する規則 ④公立学校職員の通勤手当に関 する規則 ⑤公立学校職員の単身赴任手当 に関する規則 ⑥公立学校職員の期末手当及び 勤勉手当に関する規則 ⑦公立学校職員の義務教育等教 員特別手当に関する規則 ⑧公立学校職員の退職手当に関 する条例施行規則 ⑨公立学校の会計年度任用職員 の報酬、費用弁償及び期末手 当に関する規則
人委規則 7-81	R4.8.16 (R5.4.1)	給与条例附則第26項、 第28項、第30項又は 第31項の規定による給 料に関する規則	管理監督職勤務上限年齢調整額 の支給対象となる権衡職員及び 当該調整額の算定方法につい て、規定の整備を行った。
共同規則 令和4年 第6号	R4.8.16 (R5.4.1)	給与条例附則第18項、 第20項又は第21項の 規定による給料に関す る規則	管理監督職勤務上限年齢調整額 の支給対象となる権衡職員及び 当該調整額の算定方法につい て、規定の整備を行った。
人委規則 7-12	R4.9.30 (R4.10.3)	職員の管理職手当に関 する規則の一部を改正 する規則	知事部局の職の新設に伴い、規 定の整備を行った。

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委規則 7-75	R4.9.30 (R4.10.3)	等級別基準職務に関する規則の一部を改正する規則	知事部局の職の新設に伴い、規定の整備を行った。
人委規則 7-12	R4.11.11 (R4.11.14)	職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	警察の職の新設に伴い、規定の整備を行った。
共同規則 昭和30年 第4号	R4.11.11 (R5.4.1) 一部規定については R4.11.11 施行	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	給料の調整額に係る調整基本額等について、規定の整備を行った。
人委規則 7-16	R4.12.22 ①については R4.12.22 施行 R4.12.1 適用 ②については R5.4.1 施行	職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	①令和4年12月期の勤勉手当の成績率の上限を改正した。 ②令和5年6月期以降の勤勉手当の成績率の上限を改正した。
共同規則 昭和39年 第2号	R4.12.22 ①については R4.12.22 施行 R4.12.1 適用 ②については R5.4.1 施行	公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	①令和4年12月期の勤勉手当の成績率の上限を改正した。 ②令和5年6月期以降の勤勉手当の成績率の上限を改正した。
人委規則 7-7	R5.2.21 (R5.4.1)	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	給料表の改定に伴い、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の一部を改正した。
共同規則 昭和45年 第21号	R5.2.21 (R5.4.1)	公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	給料表の改定に伴い、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の一部を改正した。
人委規則 7-15	R5.2.21 (R5.4.1)	農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則	手当額の算定基礎に給料月額の手引下げに伴う経過措置額を含むよう規定の整備を行った。

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委規則 7-82	R5.2.21 (R5.4.1)	令和4年改正給与条例 附則第5項から第7項 までの規定による給料 に関する規則	給料月額の引下げに伴う経過措 置額を支給される職員と権衡上 同様に取り扱うべき職員及びそ の経過措置基準額等について、 規定の整備を行った。
共同規則 令和5年 第2号	R5.2.21 (R5.4.1)	令和4年改正給与条例 附則第4項から第6項 までの規定による給料 に関する規則	給料月額の引下げに伴う経過措 置額を支給される職員と権衡上 同様に取り扱うべき職員及びそ の経過措置基準額について、規 定の整備を行った。
人委規則 7-12	R5.3.10 (R5.3.13)	職員の管理職手当に関 する規則の一部を改正 する規則	警察の職の新設等に伴い、規定 の整備を行った。
人委規則 7-75	R5.3.10 (R5.3.13)	等級別基準職務に関す る規則の一部を改正す る規則	警察の職の新設等に伴い、規定 の整備を行った。
人委規則 7-30	R5.3.17 (R5.4.1)	職員の特勤勤務手当等 に関する規則の一部を 改正する規則	特勤公署等の指定の見直しに伴 い、規定の整備を行った。
共同規則 昭和30年 第4号	R5.3.17 (R5.4.1)	公立学校職員の給料お よび手当の支給に関す る規則の一部を改正す る規則	①小学校の統廃合及びへき地学 校等の指定の見直しに伴い、 規定の整備を行った。 ②給料の調整額に係る調整基本 額について、規定の整備を行 った。
人委規則 7-4	R5.3.31 (R5.4.1)	職員の特殊勤務手当に 関する規則の一部を改 正する規則	保健福祉業務手当及び警察特殊 業務手当の支給対象者の整理等 に伴い、規定の整備を行った。
人委規則 7-12	R5.3.31 (R5.4.1)	職員の管理職手当に関 する規則の一部を改正 する規則	職の新設等に伴い、規定の整備 を行った。
人委規則 7-75	R5.3.31 (R5.4.1)	等級別基準職務に関す る規則の一部を改正す る規則	職の新設等に伴い、規定の整備 を行った。

2 通知の制定、改廃状況

令和4年度に人事委員会が制定、改廃した任命権者あての規則の運用等に関する通知は、次表のとおりである。

(1) 公務員制度・審査班関係

文書の番号	通知年月日 (施行・適用年月日)	件名	概要
人委第135号	R4.9.30 (R4.10.1)	「育児休業等の運用について」の一部改正	育児休業の取得回数制限の緩和等に伴い、規定の整備を行った。
人委第184号	R4.11.30 (R5.4.1)	「高齢者部分休業の運用について」	高齢者部分休業制度に係る給与計算や承認申請手続等について規定した。
人委第207号	R5.1.20 (R5.4.1)	「育児休業等の運用について」の一部改正	職員の育児休業等に関する条例の改正に伴い、規定の整備を行った。
人委第238号	R5.3.17 (R5.4.1)	「職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用方針について」の一部改正	家族看護休暇の対象範囲の拡大及びキャリアデザイン休暇の新設に伴い、規定の整備を行った。

(2) 任用関係

文書の番号	通知年月日 (施行・適用年月日)	件名	概要
		該当なし	

(3) 給与関係

文書の番号	通知年月日 (施行・適用年月日)	件名	概要
人委第82号	R4.7.6 (R4.7.6 施行 R4.7.1 適用)	「職員の特殊勤務手当に関する規則の運用について」の一部改正	警察における職の名称変更に伴い、規定の整備を行った。

文書の 番 号	通知年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委 第 130 号	R4.9.30 (R4.10.1)	「職員の期末手当及び 勤勉手当に関する規則 の運用について」の一 部改正	「職員の育児休業等に関する条 例」の一部改正に伴い、規定の整 備を行った。
人委 第 164 号	R4.11.18 (R4.11.18 施行 R4.7.23 適用)	「職員の特殊勤務手当 に関する規則の運用に ついて」の一部改正	試験防疫手当の特例について、規 定の整備を行った。
人委 第 181 号	R4.11.30 (R5.4.1)	職員の定年の引上げ等 に伴う関係人事委員会 規則の整備に関する規 則の施行に伴う関係人 事委員会委員長通知の 一部改正	下記の人事委員会委員長通知につ いて、規定の整備を行った。 (一部改正した通知) ①職員の給与の支給に関する規則 の運用について ②職員の期末手当及び勤勉手当に 関する規則の運用について ③職員の特殊勤務手当に関する規 則の運用について ④職員の単身赴任手当に関する規 則の運用について ⑤職員の勤務時間、休暇等に関す る規則の運用方針について
人委 第 182 号	R4.11.30 (R5.4.1)	「職員の定年の引上 げ等に伴う関係人事委 員会規則の整備に関す る規則の施行に伴う関 係人事委員会委員長通 知の一部改正につい て」の施行に伴う経過 措置について」の制定	「職員の定年の引上げ等に伴う関 係人事委員会規則の整備に関する 規則の施行に伴う関係人事委員会 委員長通知の一部改正について」 の制定に伴い、経過措置について 規定の整備を行った。
人委 第 183 号	R4.11.30 (R5.4.1)	「給与条例附則第 26 項、第 28 項、第 30 項又は第 31 項の規定 による給料に関する規 則の運用について」の 制定	令和 4 年改正給与条例附則第 26 項、第 28 項、第 30 項又は第 31 項の規定による給料に関する規則 において人事委員会が定めるとし た事項等について具体的に規定す る等の整備を行った。

文書の 番号	通知年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委 第 190 号	R4.12.21 (R5.4.1)	「会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の運用について」の一部改正	職員の給与に関する勧告に基づく常勤職員の地域手当の支給割合の改正に伴い、規定の整備を行った。
人委 第 222 号	R5.2.21 (R5.4.1)	「令和 4 年改正給与条例附則第 5 項から第 7 項までの規定による給料に関する規則の運用について」の制定	令和 4 年改正給与条例附則第 5 項から第 7 項までの規定による給料に関する規則において人事委員会が定めるとした事項等について具体的に規定する等の整備を行った。
人委 第 235 号	R5.3.10 (R5.3.13)	「職員の管理職手当に関する規則の運用について」の一部改正	警察の組織改編に伴い、規定の整備を行った。
人委 第 257 号	R5.3.28 (R5.4.1)	職員の高齢者部分休業に関する条例の制定に伴う関係人事委員会委員長通知の一部改正	下記の人事委員会委員長通知について、規定の整備を行った。 ①職員の給与の支給に関する規則の運用について ②職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用について ③職員の特殊勤務手当に関する規則の運用について ④住居手当の運用について
人委 第 259 号	R5.3.28 (R5.4.1)	「職員の特勤手当等に関する規則の運用について」の一部改正	「職員の定年の引上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則」の制定に伴い、規定の整備を行った。
人委 第 260 号	R5.3.31 (R5.4.1)	「職員の特殊勤務手当に関する規則の運用について」の一部改正	組織改編等に伴い、規定の整備を行った。
人委 第 261 号	R5.3.31 (R5.4.1)	「職員の管理職手当に関する規則の運用について」の一部改正	「職員の管理職手当に関する規則」の一部改正に伴い、規定の整備を行った。
人委 第 268 号	R5.3.31 (R5.4.1)	「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」の一部改正	「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」の一部改正に伴い、規定の整備を行った。

第 5 節 年間事業等の概要

令和4年度における人事委員会の事業等の概要は次表のとおりである。

年月日	事業等の概要
R 4. 4.1 12 22 25	人事異動 新規採用者辞令交付式（勤労者福祉会館） 第1533回人事委員会定例会議（委員会室） 第1534回人事委員会定例会議（委員会室） 令和4年職種別民間給与実態調査（6/17まで）
R 4. 5.8 10 13 22 26 30	令和4年度警察官A採用候補者試験（1回目）第1次試験実施（三重県警察学校） 令和4年度三重県職員採用候補者A試験申込受付（5/30まで） 令和4・5年度全国人事委員会連合会審査部会第1回研究会（Web開催） 選考試験実施（吉田山会館） 第1535回人事委員会定例会議（委員会室） 令和4年度警察官A採用候補者試験（1回目）第1次試験合格者発表
R 4. 6.1 6 9 14 19 21 24	令和4年度東海・北陸人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議（書面開催） 第1536回人事委員会定例会議（委員会室） 令和4年度近畿、東海北陸人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議（書面開催） 令和4年度警察官A採用候補者試験（1回目）第2次試験実施（津庁舎他）（6/22まで） 令和4年度三重県職員採用候補者A試験第1次試験実施（津高校） 第1537回人事委員会定例会議（委員会室） 第130回全国人事委員会連合会総会（書面開催）
R 4. 7.1 6 10 13	第1538回人事委員会定例会議（委員会室） 令和4年度三重県職員採用候補者A試験第1次試験合格者発表 選考試験実施（吉田山会館他） 第1539回人事委員会定例会議（委員会室）

年月日	事業等の概要
R 4. 7.14 15 16 19 23	公平審査事務研修会 (7/15まで) 令和4年度警察官A採用候補者試験 (2回目) 申込受付 (8/22まで) 令和4年度警察官B採用候補者試験申込受付 (8/22まで) 令和4年度三重県職員採用候補者B試験申込受付 (8/22まで) 令和4年度市町立小中学校職員採用候補者B試験申込受付 (8/22まで) 令和4年度三重県職員採用候補者C試験申込受付 (8/22まで) 令和4年度市町立小中学校職員採用候補者C試験申込受付 (8/22まで) 令和4年度社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験申込受付 (8/25まで) 令和4年度社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者試験申込受付 (8/25まで) 令和4年度三重県職員採用候補者A試験第2次試験実施 (県庁講堂) 令和4年度警察官A採用候補者試験 (1回目) 最終合格者発表 令和4年度三重県職員採用候補者A試験第2次試験実施 (吉田山会館) (8/3まで)
R 4. 8.9 12 15 18 23 27	第1540回人事委員会定例会議 (委員会室) 人事院勧告説明会 (Web開催) 令和4年度三重県職員採用候補者A試験最終合格者 (行政Ⅱは第2次試験合格者) 発表 令和4年度障がい者を対象とした三重県職員等採用選考申込受付 (9/16まで) 第1541回人事委員会定例会議 (委員会室) 令和4年度三重県職員採用候補者A試験第3次試験実施 (行政Ⅱ) (吉田山会館) (8/28まで)
R 4. 9.1 6 9 12 18 20 25 29	第1542回人事委員会定例会議 (委員会室) 令和4年度三重県職員採用候補者A試験最終合格者発表 (行政Ⅱ) 第1543回人事委員会定例会議 (委員会室) 令和4年度東海・北陸人事委員会協議会事務局長会議 (Web開催) 令和4年度警察官A採用候補者試験 (2回目) 第1次試験実施 (三重県警察学校) 令和4年度警察官B採用候補者試験第1次試験実施 (三重県警察学校他) 第1544回人事委員会定例会議 (委員会室) 令和4年度三重県職員採用候補者B試験第1次試験実施 (津高校) 令和4年度市町立小中学校職員採用候補者B試験第1次試験実施 (津高校) 令和4年度三重県職員採用候補者C試験第1次試験実施 (津高校他) 令和4年度市町立小中学校職員採用候補者C試験第1次試験実施 (津高校他) 令和4年度社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験第1次試験実施 (津高校) 令和4年度社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者試験第1次試験実施 (津高校) 第1545回人事委員会定例会議 (委員会室)

年月日	事業等の概要
R 4. 10.6 11 12 21 22 23 24 25 26	第1546回人事委員会定例会議（委員会室） 令和4年度警察官A採用候補者試験（2回目）第1次試験合格者発表 令和4年度警察官B採用候補者試験第1次試験合格者発表 令和4年度三重県職員採用候補者B試験第1次試験合格者発表 令和4年度市町立小中学校職員採用候補者B試験第1次試験合格者発表 令和4年度三重県職員採用候補者C試験第1次試験合格者発表 令和4年度市町立小中学校職員採用候補者C試験第1次試験合格者発表 令和4年度社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験第1次試験合格者発表 令和4年度社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者試験第1次試験合格者発表 令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告 第1547回人事委員会定例会議（委員会室） 令和4年度三重県職員採用候補者B試験第2次試験実施（県庁講堂） 令和4年度市町立小中学校職員採用候補者B試験第2次試験実施（県庁講堂） 令和4年度社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験第2次試験実施（県庁講堂他）（10/30まで） 令和4年度社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者試験第2次試験実施（県庁講堂他） 令和4年度障がい者を対象とした三重県職員等採用選考第1次選考実施（津庁舎） 令和4年度三重県職員採用候補者C試験第2次試験実施（吉田山会館他）（10/25まで） 令和4年度市町立小中学校職員採用候補者C試験第2次試験実施（吉田山会館） 令和4年度三重県職員採用候補者B試験第2次試験実施（吉田山会館）（10/26まで） 令和4年度市町立小中学校職員採用候補者B試験第2次試験実施（吉田山会館）（10/27まで）
R 4. 11.8 9 13 15 17 22 28	令和4年度警察官A採用候補者試験（2回目）第2次試験実施（吉田山会館）（11/11まで） 令和4年度警察官B採用候補者試験第2次試験実施（吉田山会館）（11/11まで） 第1548回人事委員会定例会議（委員会室） 令和4年度障がい者を対象とした三重県職員等採用選考第1次選考合格者発表 選考試験実施（吉田山会館） 令和4年度三重県職員採用候補者B試験最終合格者発表 令和4年度市町立小中学校職員採用候補者B試験最終合格者発表 令和4年度三重県職員採用候補者C試験最終合格者発表 令和4年度市町立小中学校職員採用候補者C試験最終合格者発表 令和4年度社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験最終合格者発表 令和4年度社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者試験最終合格者発表 選考試験実施（吉田山会館） 三重県庁秋のオンライン個別相談会（Web開催）（11/18まで） 令和4年度東海・北陸人事委員会協議会給与事務専門部会（書面開催） 第1549回人事委員会定例会議（委員会室） 第1550回人事委員会定例会議（委員会室） 令和4年度障がい者を対象とした三重県職員等採用選考第2次選考実施（津庁舎）（12/6まで）

年月日	事業等の概要
R 4. 12.2 4 15 16 17 22 23	令和4年度警察官A採用候補者試験（2回目）最終合格者発表 令和4年度警察官B採用候補者試験最終合格者発表 三重県庁おしごと説明会in関西（AP大阪駅前） 令和4年度障がい者を対象とした三重県職員等採用選考最終合格者発表 三重県庁おしごとセミナー（Web開催） 三重県庁おしごと説明会in三重（勤労者福祉会館） 第1551回人事委員会定例会議（委員会室） 令和4・5年度全国人事委員会連合会審査部会第2回研究会（Web開催）
R 5. 1.8 11 19 20 27	選考試験実施（勤労者福祉会館） 三重県庁冬のオンライン個別相談会（Web開催）（1/16まで） 令和4年度東海・北陸人事委員会協議会任用事務専門部会（Web開催） 第1552回人事委員会定例会議（委員会室） 三重県庁現場説明会「工事現場に行ってみよう」（桑名庁舎） 令和4年度東海・北陸人事委員会協議会公平・労基事務専門部会（書面開催）
R 5. 2.5 8 13 17	選考試験実施（吉田山会館他） 第1553回人事委員会定例会議（委員会室） 三重県職員ガイダンス（県庁他）（2/20まで） 第1554回人事委員会定例会議（委員会室）
R 5. 3.7 11 16 23 29	第1555回人事委員会定例会議（委員会室） 三重県職員等採用試験説明会 第1556回人事委員会定例会議（委員会室） 第1557回人事委員会定例会議（委員会室） 令和4・5年度全国人事委員会連合会審査部会第3回研究会（Web開催）

第6節 諸会議等の開催状況

各会議の開催状況は次表のとおりである。

1 全国人事委員会連合会関係

(1) 全国人事委員会連合会総会

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R4.6.24 書面開催	第130回総会	1 令和3年度決算について 2 令和4年度分担金について 3 令和4年度事業計画案及び予算案について 4 第131回総会について 5 第66回公平審査事務研修会について

(2) 全国人事委員会連合会審査部会

全国人事委員会連合会審査部会は、地域等のブロック毎に選出された各県市の人事委員会により構成され、2年任期で公平審査に関する研究を行っている。

令和4・5年度においては、三重県が部会長となり、主に研究会（全体会議）開催に係る調整、研究の進捗管理、報告書作成等に係る業務を行った。

研究テーマ	研究班（◎印は班長）
会計年度任用職員の公平審査に関する研究 －苦情相談を中心に－	◎鳥取県 群馬県 佐賀県
措置要求の対象範囲に関する研究	◎大阪市 山形県 奈良県 高知県

2 東海・北陸人事委員会協議会関係

(1) 委員長・事務局長合同会議及び事務局長会議

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R4.6.1 書面開催	令和4年度 東海・北陸 人事委員会協議会 委員長・事務局長 合同会議	1 令和3年度事業報告及び決算について 2 令和4年度事業計画及び予算について 3 令和4年度幹事人事委員会の選出について
R4.9.12 Web開催	令和4年度 東海・北陸人事委員 会協議会事務局長 会議	令和4年給与勧告等の対応について

(2) 公平・労基事務専門部会

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R5.1.27 書面開催	令和4年度 東海・北陸人事委員 会協議会公平・労基 事務専門部会	1 時間外に係る調査の実施状況について 2 LGBTQ(セクシャルマイノリティ)の職員からの苦情相談について 3 県立学校の有害業務の取扱いについて 4 高齢者部分休業の実施について 5 登録職員団体の実態把握について 6 労働者死傷病報告の取扱いについて

(3) 任用事務専門部会

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R5.1.19 We b開催	令和4年度 東海・北陸人事委員 会協議会任用事務 専門部会	1 職員ガイダンスの実施状況について 2 人材確保に向けた今後の取組について 3 採用候補者名簿の有効期限の延伸について 4 臨時的任用職員の採用手続きについて 5 次年度に行う試験日程の公表時期および内容について 6 個人情報開示請求への対応について 7 職員採用試験実施担当課 (班・グループ) の職員の事務分担について

(4) 給与事務専門部会

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R4.11.17 書面開催	令和4年度 東海・北陸人事委員 会協議会給与事務 専門部会	給与勉強会 (給与制度等に関する意見交換について)

3 近畿、東海・北陸人事委員会協議会関係

(1) 委員長・事務局長合同会議

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R4.6.9 書面開催	令和4年度 近畿、東海・北陸 人事委員会協議会 委員長・事務局長	1 会計年度任用職員の期末手当の改正について 2 教育職の再任用職員の給料月額について

4 その他

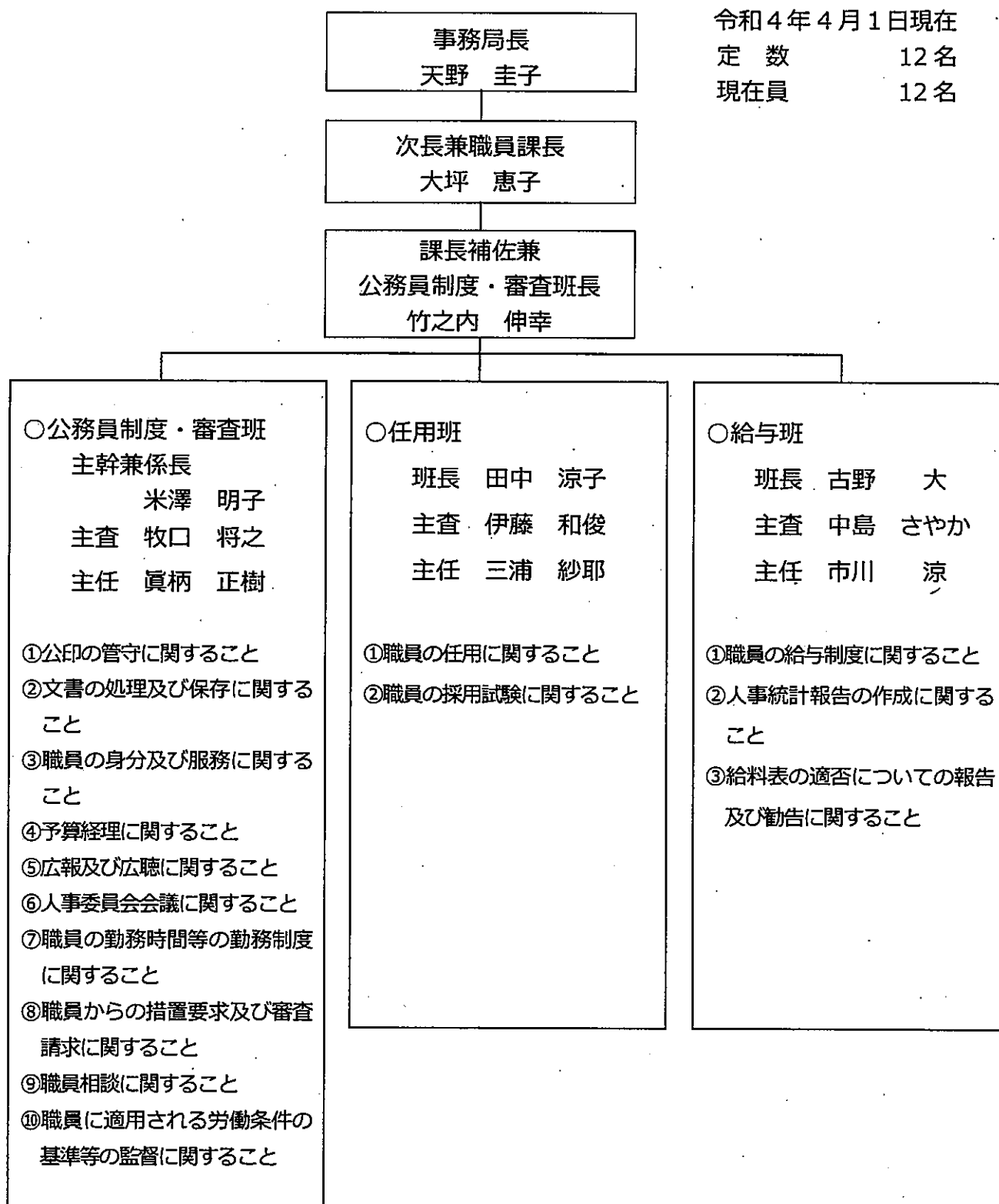
(1) 職員採用関係

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R4.12.16 オンラインで開催	三重県庁おしごと セミナー	<ol style="list-style-type: none"> 1 講演「ライフとワークの両立をめざすあなたに～支え合う職場「三重県庁」の取組～」 2 講演「"おかげさま"で28年間続けてこれた県庁職員の話」 3 若手職員トークセッション
R5.3.11 対面及び Web開催	三重県職員等採用 試験説明会	<ol style="list-style-type: none"> 1 先輩職員の体験談・業務内容 2 試験制度説明 3 個別相談

第7節 人事委員会事務局の組織及び事務分掌等

1 組織及び事務分掌等

人事委員会事務局の組織・職員の定数及び配置状況並びに事務分掌は、次のとおりである。



2 職員の体制

人事委員会事務局職員の人事異動に伴う体制は、次表のとおりである。

(令和4年4月～令和5年3月)

職 名	氏 名	摘 要	
事務局長	天野 圭子	R4.4.1～	
次長兼 職員課長	大坪 恵子	R4.4.1～	
課長補佐兼 公務員制度・審査班 班長	竹之内 伸幸	R2.4.1～	R5.3.31 出向
公務員制度・審査班 主幹兼係長	米澤 明子	R4.4.1～	
主査	牧口 将之	R3.4.1～	
主任	眞柄 正樹	R2.4.1～	
任用班 班長	田中 涼子	R3.4.1～	
主査	伊藤 和俊	H31.4.1～	
主任	三浦 紗耶	R4.4.1～	
給与班 班長	古野 大	R4.4.1～	
主査	中島 さやか	R2.4.1～	R5.3.31 出向
主任	市川 涼	R3.4.1～	

3 歳入歳出予算・決算の概要

人事委員会事務局の歳入歳出予算及び決算の概要は、次表のとおりである。

(1) 歳入

(単位：円)

区分 予算科目	令和3年度		令和4年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
第9款 国庫支出金	0	0	0	109,620
第2項 国庫補助金	0	0	0	109,620
第1目 総務費補助金	0	0	0	109,620
新型コロナウイルス 感染症対応地方創生 臨時交付金	0	0	0	109,620
第12款 繰入金	0	0	712,000	712,000
第2項 基金繰入金	0	0	712,000	712,000
第1目 基金繰入金	0	0	712,000	712,000
基金繰入金	0	0	712,000	712,000
第14款 諸収入	72,000	76,101	75,000	76,145
第5項 受託事業収入	11,000	13,000	14,000	14,000
第1目 総務関係 受託事業収入	11,000	13,000	14,000	14,000
公平事務 受託事業収入	11,000	13,000	14,000	14,000
第8項 雑入	61,000	63,101	61,000	62,145
第2目 雑入	61,000	63,101	61,000	62,145
雑入	61,000	63,101	61,000	62,145

(2) 歳出 (予算科目 第2款総務費、第9項人事委員会費、第1目人事委員会費)

(単位:円)

区 分 予算科目	令和3年度		令和4年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
目 人事委員会費	120,497,000	116,353,456	123,328,000	122,250,090
報酬	7,532,000	7,209,879	7,563,000	7,435,877
給料	49,911,000	49,624,902	50,574,000	50,554,800
職員手当等	33,434,000	31,456,506	35,764,000	35,621,211
扶養手当	957,000	927,371	560,000	559,500
通勤手当	781,820	781,820	1,232,000	1,231,200
期末勤勉手当	21,909,000	21,908,672	22,630,000	22,622,123
時間外勤務手当	3,872,599	2,168,708	5,308,000	5,213,687
宿日直手当	41,000	0	0	0
管理職手当	1,943,000	1,942,800	2,111,000	2,110,800
管理職特別勤務手当	19,000	0	19,000	0
特殊勤務手当	120,000	0	0	0
休日勤務手当	46,581	46,581	56,000	38,354
地域手当	2,438,000	2,422,454	2,504,000	2,501,547
住居手当	1,306,000	1,258,100	1,344,000	1,344,000
共 済 費	18,268,000	18,250,591	18,481,000	18,453,715
共済負担金	17,662,000	17,655,224	17,993,000	17,966,265
社会保険料	606,000	595,367	488,000	487,450
旅 費	652,000	294,041	938,000	594,260
交 際 費	20,000	0	20,000	0
需 用 費	2,643,000	2,155,299	2,448,000	2,419,455
消耗品費	1,624,000	1,200,673	1,369,000	1,367,108
印刷製本費	1,017,000	954,626	1,077,000	1,052,347
修繕料	2,000	0	2,000	0
役 務 費	930,000	737,256	831,000	676,334
通信運搬費	897,000	716,092	797,000	645,320
手数料	22,000	21,164	22,000	19,514
傷害保険料	11,000	0	12,000	11,500
委 託 料	3,443,000	3,428,198	3,424,000	3,314,038
使用料及び賃借料	1,227,000	772,284	905,000	816,500
備品購入費	0	0	82,000	81,400
負担金補助及び交付金	2,437,000	2,424,500	2,298,000	2,282,500

(3) 事業細目別歳出

(単位：円)

区 分 予算科目	令和3年度		令和4年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
人事委員会費	120,497,000	116,353,456	123,328,000	122,250,090
総務費	110,397,000	107,596,736	113,453,000	112,963,968
調査費	487,000	374,421	550,000	482,727
試験実施費	9,469,000	8,361,880	9,072,000	8,601,715
審査費	144,000	20,419	253,000	201,680

第2章 公務員制度・審査関係業務

第1節 公平審査

1 措置要求

令和4年度においては、次表のとおり、勤務条件に関する新たな措置要求事案が12件あった。

区分	R4.3.31 現在の未処 理件数	R4.4.1~ R5.3.31 の措置要求件 数	R4.4.1~ R5.3.31 の処理件数	左 の 内 訳		R5.3.31 現在の未処理 件数
				R4.3.31 現在の未処理 件数にかか る処理件数	R4.4.1~ R5.3.31 の措置要求 にかかる処理 件数	
給与						
旅費						
勤務時間		2	2		2	
休暇						
執務環境		4	4		4	
厚生福利						
転任						
その他	1	6	7	1	6	
合計	1	12	13	1	12	

2 審査請求

令和4年度においては、次表のとおり、不利益処分に関する新たな審査請求事案が1件あった。

区分	R4.3.31 現在の未処 理件数	R4.4.1~ R5.3.31 の審査請求件数	R4.4.1~ R5.3.31 の処理件数	左 の 内 訳		R5.3.31 現在の未処理 件数
				R4.3.31 現在の未処理 件数にかか る処理件数	R4.4.1~ R5.3.31 の審査請求 にかかる処理 件数	
分 限 処 分	降給					
	降任					
	休職					
	免職					
懲 戒 処 分	戒告	1	1		1	
	減給					
	停職					
	免職					
転任						
その他						
合計	0	1	1	0	1	0

第2節 勤務条件

1 職務専念義務免除

令和4年度において、職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和29年三重県人事委員会規則12-3）第2条第11号及び公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第4号）第14条第2項第3号の規定に基づき、職務専念義務の免除又は福利厚生等休暇を承認した事例はない。

第3節 職員団体

1 職員団体の登録

地方公務員法第53条第1項の規定に基づき、人事委員会に登録されている職員団体は次表のとおりである。

(令和5年3月31日現在)

職員団体名	主たる事務所の所在地	代表者	法人・非法人の別	役員数	登録年月日	登録番号
三重県職員労働組合	津市広明町 13番地	中央執行委員長 鳥羽 幸也	非法人	23名	S41.10.12	1
三重県教職員組合	津市桜橋2丁目 142番地	中央執行委員長 山門 真	法人	14名	S41.10.12	2
みえ教育ネットワーク 教職員ユニオン	津市寿町7-50 みえ労連内	執行委員長 大原 敦子	非法人	9名	H17.5.25	3
四日市港管理組合 労働組合	四日市市 霞二丁目 1番地の1	執行委員長 犬飼 和孝	非法人	11名	H22.7.12	4
三重県職員現業評議会	津市広明町 13番地	議長 林 裕記	非法人	9名	H29.10.1	5
三重部活動問題 レジスタンス	鈴鹿市若松西 五丁目4-1	委員長 長谷川 祐希	非法人	3名	R4.5.26	6

2 職員団体の登録事項変更届出

令和4年度、地方公務員法第53条第9項の規定に基づく職員団体における登録事項の変更手続の提出は次表のとおりである。

職員団体名	変更の内容	申請年月日	登録年月日
三重県職員労働組合	役員の変更	R4.4.1	R4.4.12
三重県教職員組合	役員の変更	R4.4.1	R4.4.12
四日市港管理組合 労働組合	役員の変更	R4.4.1	R4.4.12
三重県職員現業評議会	役員の変更	R4.4.5	R4.4.12
みえ教育ネットワーク 教職員ユニオン	役員の変更	R4.9.9	R4.9.20

3 管理職員等の範囲の表

地方公務員法第 52 条第 4 項の規定に基づき、人事委員会により、職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する管理職員等の範囲を定めている。令和 5 年 3 月 31 日に公布した管理職員等の範囲は、次表のとおりである。

適用 年月日	内 容	
R5.4.1	本庁	議会事務局 事務局長 次長 課長 調整監 政策法務監 副参事 総務課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（議長及び副議長の秘書並びに人事担当のものに限る。）
	本庁	知事部局 危機管理統括監 部長 局長 理事 参事 副部長 副局長 危機管理副統括監 危機管理地域統括監 次長 担当次長 コンプライアンス総括監 ひとつくり政策総括監 ゼロエミッションプロジェクト総括監 プロモーション総括監 太平洋・島サミット推進総括監 医療政策総括監 ヘき地医療総括監 子ども政策総括監 廃棄物対策総括監 首都圏営業拠点運営総括監 G7交通大臣会合推進プロジェクト総括監 工事検査総括監 課長 担当課長 副課長 副参事 専門監 コンプライアンス・労使協働推進監 企画調整監 県民の声相談監 ゼロエミッションプロジェクト推進監 プロモーション推進監 太平洋・島サミット推進監 人権・危機管理監 コンビナート防災監 地域共生社会推進監 土砂対策監 人権監 消費生活監 農林水産政策・輸出促進監 建設企画監 水災害対策監 建築審査監 検査監 部の人事を担当する班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師 総務部総務課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（組織担当のものに限る。） 総務部秘書課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（調整担当、情報担当及び随行秘書担当のものに限る。） 総務部行財政改革推進課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（行財政改革担当のものに限る。） 総務部法務・文書課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（法務担当のものに限る。） 総務部人事課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（人事担当、懲戒担当、給与制度担当及び人材活用担当のものに限る。） 総務部財政課班長、主幹、係長及び主査（予算担当のものに限る。） 総務部税務企画課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（人事担当のものに限る。） 総務部管財課班長、主幹、係長又は主査（庁舎管理担当のものに限る。）

適用 年月日	内 容		
R5.4.1	本 庁	出納局	会計管理者 出納局長 副局長 課長 専門監 会計支援監 出納総務課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（人事担当のものに限る。）
R5.4.1	本 庁	教育委員会 事務局	副教育長 次長 総括市町教育支援・人事監 参事課長 担当課長 副課長 市町教育支援・人事監 学校防災推進監 子ども安全対策監 人権教育監 専門監 副参事 教育総務課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（法令及び教育長秘書担当のものに限る。） 教育政策課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（教育改革担当のものに限る。） 教職員課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（人事、組織、採用及び法令担当のものに限る。） 福利・給与課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（給与担当のものに限る。） 市町教育支援・人事担当主幹、主査、主任及び主事
	本 庁	選挙管理委員会事務局	書記長
	本 庁	人事委員会事務局	事務局長 次長 課長 班長 主幹 係長 主査 主任 主事
	本 庁	監査委員事務局	事務局長 次長 課長 班長、監査主幹、係長又は監査主査（人事担当のものに限る。）
	本 庁	労働委員会事務局	事務局長 次長 課長 班長 主幹 係長 主査
	本 庁	海区漁業調整委員会事務局	事務局長 主幹又は主査（人事担当のものに限る。）

適用 年月日	内 容		
R5.4.1	地域機関	地域防災総合事務所	所長 副所長 室長 人権啓発監 副参事 専門監
		地域活性化局	局長 副局長 室長 人権啓発監 副参事 専門監
		消防学校	校長 副校長 副参事
		東京事務所	所長 副所長
		県税事務所	所長 副所長 室長 副参事 専門監
		自動車税事務所	所長 副所長
		保健所	所長 副所長 室長 副参事 専門監
		福祉事務所	所長 副参事 専門監
		児童相談所	所長 副参事
		食肉衛生検査所	所長 副所長 副参事
		動物愛護推進センター	所長
		児童相談センター	所長 副所長 室長 副参事 専門監
		保健環境研究所	所長 室長 精度管理監 総括研究員 副参事
		女性相談所	所長

適用 年月日	内 容	
R5.4.1	地域機関	<p>公衆衛生学院 院長 事務長</p> <p>こころの健康センタ ー 所長 副所長 副参事 専門監</p> <p>人権センター 所長 副所長 副参事</p> <p>図書館 館長 副館長 専門監 副参事</p> <p>総合博物館 館長 副館長 室長 専門監 副参事</p> <p>美術館 館長 副館長 専門監 副参事</p> <p>斎宮歴史博物館 館長 専門監 副参事</p> <p>農林水産事務所 所長 副所長 室長 センター長 副参事 専門監</p> <p>農林事務所 所長 副所長 室長 センター長 副参事 専門監</p> <p>農政事務所 所長 副所長 室長 センター長 副参事 専門監</p> <p>病虫害防除所 所長 副所長</p> <p>家畜保健衛生所 所長 副所長 副参事 支所長</p> <p>農業研究所 所長 副所長 総括研究員 副参事 室長</p> <p>畜産研究所 所長 研究管理監 総括研究員 副参事</p> <p>林業研究所 所長 研究管理監 林業人材育成推進 監 総括研究員 副参事</p> <p>水産研究所 所長 研究管理監 総括研究員 副参事 室長</p> <p>中央農業改良普及セ ンター 所長 副所長 室長 副参事</p> <p>農業大学校 校長 副校長 教授</p>

適用年月日	内 容		
R5.4.1	地域機関	関西事務所 計量検定所 工業研究所 高等技術学校 建設事務所 流域下水道事務所 教育支援事務所 埋蔵文化財センター 高等学校 特別支援学校	所長 副所長 所長 所長 研究管理監 総括研究員 副参事 室長 校長 副参事 教頭 事務長 所長 副所長 室長 副参事 専門監 技術管理監 所長 副所長 室長 副参事 専門監 所長 所長 副所長 副参事 校長 教頭 事務長 船長 校長 教頭 事務長

第4節 公平委員会の事務の受託

地方公務員法第7条第4項の規定により、昭和41年から四日市港管理組合の公平事務の委託を受けている。

令和4年度においては、当委員会に対して、四日市港管理組合職員から措置要求、審査請求の申請、職員相談はいずれもされなかった。

また、地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、人事委員会規則により四日市港管理組合の管理職員等の範囲を定めているが、令和4年度においては改正を行っていない。

なお、令和5年3月31日現在における四日市港管理組合の管理職員等の範囲は、次表のとおりである。

機 関	職
議会事務局	事務局長
監査委員事務局	事務局長
管理者の事務部局	部長 理事 次長 参事 会計管理者 課(室)長 調整監 港湾施設管理監 副参事 検査監 総務課で人事、給与制度、 予算及び庁舎管理を担当する副課長並びに人事及び給与制度を 担当する主査、主任及び主事

第5節 労働基準監督

地方公務員法第8条第1項及び第58条第5項の規定に基づき、当委員会が処理した労働基準法及び労働安全衛生法に関する労働基準監督業務の概要は次のとおりである。

1 勤務環境整備のための調査

任命権者と連携して職員が安全に、かつ安心して働くことができる職場環境づくりに向け、調査を行った。(平成29年度～)

(1)調査の概要

- ・長時間労働の是正や健康対策など、勤務環境の整備に向けた調査
- ・「状況調査」任命権者に対して、長時間労働など課題解決に向けた取組や現状を確認
- ・「事業所調査」課題のある事業所について、状況確認、課題解決に向けた方策状況聴取

(2)調査対象

知事部局(各種委員会を含む)、教育委員会、警察本部

(3)調査実績

令和2年度 調査数 状況調査6回、事業所調査4か所
令和3年度 調査数 状況調査6回、事業所調査3か所
令和4年度 調査数 状況調査6回、事業所調査3か所

2 号別決定

(1)人事委員会が労働基準監督機関として職権を行使する事業所

(令和5年3月31日現在)

労働基準法 別表 第1号別等	事業所名
12	消防学校、保健環境研究所、工業研究所、公衆衛生学院、高等技術学校、農業大学校、埋蔵文化財センター、図書館、総合博物館、斎宮歴史博物館、美術館、県立高等学校、特別支援学校、警察学校

労働基準法 別表 第1号別等	事業所名
官公署の 事業 (別表第 1.に掲げ る事業を 除く。)	知事部局の各部局、地域防災総合事務所、地域活性化局、県税事務所、自動車税事務所、福祉事務所、児童相談所（一時保護課を除く。）、児童相談センター、農林水産事務所、農林事務所、農政事務所、家畜保健衛生所、建設事務所、流域下水道事務所、食肉衛生検査所、計量検定所、病害虫防除所、東京事務所、関西事務所、女性相談所、障害者相談支援センター、人権センター、中央農業改良普及センター、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、監査委員事務局、教育委員会事務局、教育支援事務所、警察本部各課室隊所、運転免許センター、警察署

(2)労働基準監督署が労働基準監督機関として職権を行使する事業所

(令和5年3月31日現在)

労働基準法 別表 第1号別等	事業所名
1	警察車両整備工場
6	林業研究所、農業研究所
7	畜産研究所、水産研究所
13	保健所、児童相談所（一時保護課に限る。）、動物愛護推進センター、国児学園、子ども心身発達医療センター、こころの健康センター

3 貯蓄金管理状況報告（労働基準法第18条）

貯蓄金管理状況報告書		使用者	貯蓄金管理協定書	
届出年月日	受理年月日		届出年月日	受理年月日
R4.4.28	R4.4.28	県教育委員会	S47.1.20	S47.1.25

4 ボイラー等性能検査（労働安全衛生法第41条）

事業所名	検査対象		検査日	有効期間	備考
	ボイラー	第一種 圧力容器			
総合博物館		1	R4.9.30	R4.10.21~R5.10.20	107-1号
工業研究所 金属研究室	1		R4.10.31	R4.11.24~R5.11.23	65号
工業研究所 窯業研究室		1	R5.3.2	R5.3.24~R6.3.23	99-1号
保健環境 研究所		1	R4.4.6	R4.4.16~R5.4.15	100-1号
		1	R4.6.2	R4.6.14~R5.6.13	102号
桑名工業 高等学校	1		R4.4.21	R4.5.24~R5.5.23	103号
四日市農芸 高等学校		1	R5.3.2	R5.4.8~R6.4.7	58号
		1	R5.3.2	R5.4.13~R6.4.12	98号
四日市工業 高等学校	1		R4.5.18	R4.5.26~R5.5.25	101号
久居農林 高等学校		1	休止中	休止期間 R3.1.26~R6.1.25	101号
水産高等学校	1		R5.2.3	R5.2.16~R6.2.15	78号
		1	R5.3.3	R5.3.28~R6.3.27	70号
伊賀白鳳 高等学校	1		R5.2.8	R5.3.8~R6.3.7	79-1号
		1	R4.4.8	R4.4.24~R5.4.23	106-1号
伊勢警察署	1		R4.7.7	R4.8.11~R5.8.10	69号

ボイラー及び第一種圧力容器の性能検査については、平成6年度から（社）日本ボイラー協会三重検査事務所が実施している。

5 ボイラー等設置届及び落成検査（労働安全衛生法第 38 条・第 88 条）

事業所名	検査対象		受 理 年月日	落成検査 年月日	有効期間
	ボイラー	第一種 圧力容器			
該当なし					

6 ボイラー等廃止報告（ボイラー及び圧力容器安全規則第 48 条・83 条）

事業所名	廃止されたボイラー等の数		検査証が 返還された日	備 考
	ボイラー	第一種 圧力容器		
該当なし				

7 ボイラー等休止報告（ボイラー及び圧力容器安全規則第 45 条・80 条）

事業所名	休止されたボイラー等の数		受 理 年 月 日	休止期間
	ボイラー	第一種 圧力容器		
該当なし				

8 クレーン設置届及び落成検査（労働安全衛生法第 38 条・第 88 条）

事業所名	検査対象	受 理 年月日	落成検査 年月日	有効期間
	クレーン			
該当なし				

第3章 任用関係業務

第1節 採用試験

令和4年度においては、三重県職員採用候補者 A・B・C 試験、社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験、三重県警察官 A・B 採用候補者試験、市町立小中学校職員採用候補者 B・C 試験、社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者試験を実施した。

試験の種類	概要
三重県職員採用候補者 A 試験	試験問題が大学卒業程度の難易度の採用試験
三重県職員採用候補者 B 試験	試験問題が短期大学卒業程度の難易度の採用試験
三重県職員採用候補者 C 試験	試験問題が高等学校卒業程度の難易度の採用試験
社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験	社会人を対象とした職務経験不問の採用試験
三重県警察官採用候補者試験	巡査を採用するために行う採用試験 大学卒業及び卒業見込みの人を対象とした警察官 A 採用候補者試験を2回に分けて実施するとともに、警察官 A の学歴要件に該当しない人を対象とした警察官 B 採用候補者試験を実施。(大阪府からの依頼により、A 試験 1 回目は2府県の共同試験として実施。)
市町立小中学校職員採用候補者 B 試験	市町立小中学校の事務職員を採用するために行う試験のうち、試験問題が短期大学卒業程度の難易度の採用試験
市町立小中学校職員採用候補者 C 試験	市町立小中学校の事務職員を採用するために行う試験のうち、試験問題が高等学校卒業程度の難易度の採用試験
社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者試験	市町立小中学校の事務職員を採用するために行う試験のうち、社会人を対象とした職務経験不問の採用試験

各試験の受験資格・試験日程及び実施結果等は次頁以降のとおりである。

受験者確保のため、県職員等の仕事を紹介するセミナーを実施したほか、民間が主催する就職・転職フェアへの参加、大学等での説明、Twitter 等の SNS の活用などにより、職務内容等の紹介や三重県が魅力ある職場であることの広報を実施した。

競争試験の受験資格・試験日程 (令和4年度)

試験種別	試験区分	受験資格	公告日	申込 受付期間	第1次試験		第2次試験		第3次試験 行政Ⅱのみ		名簿 確定日	合格 発表日
					日	場所	日	場所	日	場所		
三重県職員	A 試験	① H5.4.2～H13.4.1 に生まれた人(行Ⅰ) ② H2.4.2～H13.4.1 に生まれた人(行Ⅱ) ③ S63.4.2～H11.4.1 に生まれた人(薬剤師) ④ S63.4.2～H13.4.1 に生まれた人(行Ⅰ・行Ⅱ・薬剤師以外) ⑤ H13.4.2(薬剤師はH11.4.2)以降に生まれた人で、大学(短大除く)を卒業した人、R5.3.31までに卒業見込みの人、人事委員会がそれらと同等の資格があると認めた人	5.10	5.10 ～ 5.30	6.19	津	7.16 7.23 ～ 8.3	津	8.27 ～ 8.28	津	8.14 行政Ⅱ 9.5	8.15 行政Ⅱ 9.6
	B 試験	警察事務・司書	7.15	7.15 ～ 8.22	9.25	津	10.21 ～ 10.26	津	-	-	11.14	11.15
	C 試験	一般事務・農業・林業・総合 土木・電気・警察事務	7.15	7.15 ～ 8.22	9.25	津 伊勢 尾鷲	10.24 ～ 10.25	津	-	-	11.14	11.15
	社会人 試験	一般事務・警察 事務	7.15	7.15 ～ 8.25	9.25	津	10.22 10.29 ～ 10.30	津	-	-	11.14	11.15

試験種類	試験区分	受験資格	公告日	申込 受付 期間	第1次試験		第2次試験		第3次試験 行政Ⅱのみ		名簿 確定日	合格 発表日
					日	場所	日	場所	日	場所		
警察官	1回目 (男性・女性・語学・ 武道) (共同:大阪府)	S62.4.2以降に生まれ た人で、大卒者又は R5.3.31までに卒業の 人	3.15	3.15 ～ 4.13	5.8	津	6.14 ～ 6.22	津	-	-	7.18	7.19
	2回目 (男性・女性)	S62.4.2以降に生まれ た人で、大卒者又は R5.3.31までに卒業の 人	7.15	7.15 ～ 8.22	9.18	津	11.8 ～ 11.11	津	-	-	12.1	12.2
	警察官 B 男性・女性	S62.4.2～H17.4.1に 生まれた人で、警察官 Aの学歴要件に該当し ない人	7.15	7.15 ～ 8.22	9.18	津 伊勢 尾鷲	11.8 ～ 11.11	津	-	-	12.1	12.2
市町立 小中 学校 職員	B 試験 学校事務	H7.4.2～H15.4.1に 生まれた人	7.15	7.15 ～ 8.22	9.25	津	10.21 ～ 10.27	津	-	-	11.14	11.15
	C 試験 学校事務	H13.4.2～H17.4.1に 生まれた人				津 伊勢 尾鷲	10.24	津	-	-	11.14	11.15
	社会人 試験 学校事務	S51.4.2～H2.4.1に 生まれた人	7.15	7.15 ～ 8.25	9.25	津	10.22	津	-	-	11.14	11.15

(参考) 試験会場

試験名	一次試験会場	二次試験会場	三次試験会場 (行政Ⅱ)
A試験	津高校	県庁講堂、吉田山会館	吉田山会館
B試験	津高校	県庁講堂、吉田山会館	
C試験	津高校、伊勢庁舎、尾鷲庁舎	吉田山会館、勤労者福祉会館	
社会人試験	津高校	県庁講堂、吉田山会館	
警察官A(1回目)	警察学校	津庁舎、吉田山会館	
警察官A(2回目)	警察学校	吉田山会館	
警察官B	警察学校、伊勢警察署、尾鷲庁舎	吉田山会館	

令和4年度三重県職員等採用候補者試験実施状況

令和5年4月1日現在

試験種類	試験区分	採用 予定数	申込者 数	第1次試験				第2次試験			第3次試験		最終 合格者 数	競争率	
				受験 者数	受験率	合格 者数	競争率	受験 者数	受験率	合格 者数	受験 者数	受験率			
三重県 職員 採用試験	一般 行政 分野	行政Ⅰ	約 61	341	256	75.1%	119	2.2	115	96.6%	82	-	-	82	3.1
		行政Ⅱ	約 17	104	69	66.3%	37	1.9	36	97.3%	23	22	95.7%	19	3.6
	福祉 分野	福祉技術	約 4	20	16	80.0%	8	2.0	8	100.0%	5	-	-	5	3.2
	環境 分野	環境化学	約 5	19	13	68.4%	9	1.4	8	88.9%	4	-	-	4	3.3
	自然 分野	農学 (一般方式)	約 9	35	23	65.7%	18	1.3	17	94.4%	11	-	-	11	2.1
		農学 (新方式)	約 2	6	6	100.0%	3	2.0	3	100.0%	2	-	-	2	3.0
		林学 (一般方式)	約 5	20	16	80.0%	11	1.5	10	90.9%	7	-	-	7	2.3
		林学 (新方式)	約 1	3	2	66.7%	1	2.0	1	100.0%	1	-	-	1	2.0
		水産	約 2	10	5	50.0%	4	1.3	4	100.0%	3	-	-	3	1.7
		工学 分野	総合土木 (一般方式)	約 20	20	14	70.0%	13	1.1	12	92.3%	10	-	-	10
	総合土木 (新方式)		約 5	15	13	86.7%	11	1.2	9	81.8%	8	-	-	8	1.6
	建築 (一般方式)		約 2	3	2	66.7%	1	2.0	1	100.0%	1	-	-	1	2.0
	建築 (新方式)		約 1	6	4	66.7%	3	1.3	3	100.0%	3	-	-	3	1.3
	電気		約 1	7	3	42.9%	3	1.0	2	66.7%	2	-	-	2	1.5
	機械		約 1	5	3	60.0%	2	1.5	2	100.0%	1	-	-	1	3.0
	警察建築 (一般方式)		約 1	1	1	100.0%	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	警察建築 (新方式)		約 1	1	1	100.0%	1	1.0	1	100.0%	1	-	-	1	1.0
	健康 衛生 分野	薬剤師	約 4	7	6	85.7%	5	1.2	5	100.0%	4	-	-	4	1.5
		保健師	約 8	15	13	86.7%	10	1.3	10	100.0%	9	-	-	9	1.4
		管理栄養士	約 1	14	11	78.6%	4	2.8	3	75.0%	2	-	-	2	5.5
	合 計		約 151	652	477	73.2%	263	1.8	250	95.1%	179	22	95.7%	175	2.7

試験種類	試験区分	採用 予定数	申込者 数	第1次試験				第2次試験			第3次試験		最終 合格者 数	競争率		
				受験 者数	受験率	合格 者数	競争率	受験 者数	受験率	合格 者数	受験 者数	受験率				
三重県 職員 採用試験	B	警察事務	約 6	85	57	67.1%	18	3.2	15	83.3%	9	-	-	9	6.3	
		司書	約 1	21	15	71.4%	4	3.8	4	100.0%	1	-	-	1	15.0	
		合 計	約 7	106	72	67.9%	22	3.3	19	86.4%	10	-	-	10	7.2	
	C	一般 行政 分野	一般事務	約 9	85	74	87.1%	30	2.5	30	100.0%	14	-	-	14	5.3
			自然 分野	農業	約 4	7	6	85.7%	4	1.5	4	100.0%	4	-	-	4
		林業		約 1	3	3	100.0%	3	1.0	3	100.0%	2	-	-	2	1.5
		工学 分野	総合土木	約 10	17	17	100.0%	17	1.0	15	88.2%	14	-	-	14	1.2
			電気	約 1	1	1	100.0%	0	-	-	-	-	-	-	-	-
		警察事務	約 4	40	36	90.0%	12	3.0	12	100.0%	8	-	-	8	4.5	
		合 計	約 29	153	137	88.5%	66	2.1	64	97.0%	42	-	-	42	3.3	
	社会 人	一般 行政 分野	一般事務	約 5	243	182	74.9%	52	3.5	50	96.2%	15	-	-	15	12.1
		警察事務	約 1	35	26	74.3%	10	2.6	10	100.0%	1	-	-	1	26.0	
	合 計	約 6	278	208	74.8%	62	3.4	60	96.8%	16	-	-	16	13.0		
	県職員合計		約 193	1189	894	75.2%	413	2.2	393	95.2%	247	22	95.7%	243	3.7	

試験種類	試験区分	採用 予定数	申込者 数	第1次試験				第2次試験			第3次試験		最終 合格者 数	競争率
				受験 者数	受験率	合格 者数	競争率	受験 者数	受験率	合格 者数	受験 者数	受験率		
警察官 採用試験	男性	約 37	196	167	85.2%	98	1.7	82	83.7%	40	-	-	40	4.2
	女性	約 10	55	47	85.5%	27	1.7	24	88.9%	12	-	-	12	3.9
	語学 ポルトガル語	約 1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	語学 スペイン語	約 1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	A① 武道 柔道(男性)	約 1	4	4	100.0%	2	2.0	2	100.0%	0	-	-	0	-
	武道 柔道(女性)	約 1	1	1	100.0%	1	1.0	1	100.0%	1	-	-	1	1.0
	武道 剣道(男性)	約 1	2	2	100.0%	1	2.0	1	100.0%	1	-	-	1	2.0
	武道 剣道(女性)	約 1	1	1	100.0%	1	1.0	1	100.0%	1	-	-	1	1.0
	小 計	約 53	259	222	85.7%	130	1.7	111	85.4%	55	-	-	55	4.0
	A② 男性	約 7	74	52	70.3%	22	2.4	18	81.8%	7	-	-	7	7.4
	女性	約 4	27	17	63.0%	11	1.5	10	90.9%	6	-	-	6	2.8
	小 計	約 11	101	69	68.3%	33	2.1	28	84.8%	13	-	-	13	5.3
	合 計	約 64	360	291	80.8%	163	1.8	139	85.3%	68	-	-	68	4.3
	B 男性	約 26	112	96	85.7%	65	1.5	61	93.8%	28	-	-	28	3.4
	女性	約 9	64	54	84.4%	34	1.6	30	88.2%	16	-	-	16	3.4
	小 計	約 35	176	150	85.2%	99	1.5	91	91.9%	44	-	-	44	3.4
	警察官合計	約 99	536	441	82.3%	262	1.7	230	87.8%	112	-	-	112	3.9
市町立 小中学校 職員 採用試験	B 学校事務	約 15	118	75	63.6%	34	2.2	31	91.2%	15	-	-	15	5.0
	C 学校事務	約 2	15	14	93.3%	6	2.3	5	83.3%	2	-	-	2	7.0
	社 学校事務	約 1	65	50	76.9%	8	6.3	8	100.0%	1	-	-	1	50.0
	小中学校職員合計	約 18	198	139	70.2%	48	2.9	44	91.7%	18	-	-	18	7.7
総合計	約 310	1,923	1,474	76.7%	723	2.0	667	92.3%	377	22	95.7%	373	4.0	

第2節 採用選考

職員の採用は、地方公務員法により競争試験によって行うことを原則としているものの、職務と責任の特殊性等から競争試験になじまない職については、選考によることができるものとなっている。

1 選考職種の採用選考

「選考職種の指定及び採用資格要件」（昭和41年5月10日三重県人事委員会告示第1号）で指定する職種について、各任命権者からの申請に基づき実施した選考の結果は次頁のとおりである。

なお、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障がい者を雇用するために実施している選考については、平成30年度までは身体障がい者を対象に実施していたが、令和元年度から精神障がい者、令和2年度から知的障がい者も対象とした。

2 職級別の採用選考

各任命権者から人事委員会あてに申請のあった職級別の採用選考（国の機関等からの割愛採用等。上記1の選考職種採用は除く。）は合計178名であり、内訳は次表のとおりである。（令和4年度中に任用したもの）

（単位：人）

任命権者 職級	任命権者						計
	知事等	病院事業 業庁長	企業 庁長	議会 議長	教育 委員会	警察 本部長	
部長級	1						1
次長級	6						6
課長級	8					2	10
課長補佐級	22		1		9		32
主査級	37				4	2	43
主任級	19					1	20
主事級	46		1			1	48
警視						7	7
警部						7	7
警部補						2	2
巡査部長							0
巡査						2	2
計	139	0	2	0	13	24	178

令和4年度採用選考の実施状況

(単位:人)

職種	任命権者	実施日	採用 予定数	申込者数	受験者数	基準 達成者数
児童福祉司	知事	4.5.22	4	3	2	1
心理判定員	知事	4.5.22	2	3	3	1
保育士	知事	4.5.22	1	1	1	1
機関士	知事	4.5.22	1	1	1	1
獣医師	知事	4.7.10	9	3	3	3
児童福祉司	知事	4.7.10	9	6	6	3
心理判定員	知事	4.7.10	6	9	8	4
保育士	知事	4.7.10	1	1	1	1
試験研究技師(材料工学技師)	知事	4.7.10	1	7	7	6
一般事務 (障がい者)	知事	4.10.23 4.11.28~12.6	3	21	16	3
一般事務(特別枠) (障がい者)	知事	4.10.23 4.11.28~12.6	1	16	15	1
警察事務 (障がい者)	警察本部長	4.10.23 4.11.28~12.6	1	4	4	1
学校事務 (障がい者)	教育委員会	4.10.23 4.11.28~12.6	2	7	5	1
児童福祉司	知事	4.11.13	10	4	4	1
心理判定員	知事	4.11.13	2	1	1	0
航海士	知事	4.11.13	1	1	1	0
自動車検査員	警察本部長	4.11.13	2	4	4	0
臨床心理士	警察本部長	4.11.13	1	2	2	2
航海士	教育委員会	5.1.8	1	2	2	0
機関士	教育委員会	5.1.8	2	1	1	1
獣医師	知事	5.2.5	8	1	1	1
児童福祉司	知事	5.2.5	8	3	3	0
心理判定員	知事	5.2.5	3	1	1	0
保育士	知事	5.2.5	1	1	1	1
航海士	知事	5.2.5	2	1	1	0
機関士	知事	5.2.5	1	1	1	0
心理判定員	病院事業庁長	5.2.5	1	4	4	3
精神保健福祉士	病院事業庁長	5.2.5	1	1	1	1
自動車検査員	警察本部長	5.2.5	1	1	1	0
計			86	111	101	37

※1次、2次に分かれる選考の受験者数は、1次の受験者数。
 ※障がい者の選考の基準達成者数は、合格者数と読み替える。

第3節 臨時的任用の承認

臨時的任用については、地方公務員法に基づき、職員の任用に関する規則で「緊急の場合」、「臨時の職である場合」、「任用候補者名簿に候補者がいない場合」において、任命権者は人事委員会の承認を得て、6月をこえない期間で任用することができる」とされている。

本年度の任用件数（※人事委員会承認分）は延べ307件で、そのすべてが三重県教育委員会における任用である。

（※臨時的任用の承認に関する権限は一部任命権者に委任している。）

区分	任用延件数
三重県知事	0
三重県教育委員会	307
計	307

第4章 給与関係業務

令和4年10月12日、地方公務員法の規定に基づき、県議会議長及び知事に対し、人事管理及び職員の給与について報告を行い、併せて給与の改定について勧告を行った。

なお、勧告に当たっては、公民の給与比較の基礎資料とするため、人事統計調査により職員の給与の実態を把握するとともに、職種別民間給与実態調査により民間従業員の給与の実態を把握した。

給与改定の概要と職員の給与等に関する報告及び勧告の内容は、次のとおりである。

I 給与改定

改定の概要	実施年月日
1 月例給 【地域手当】 ・ 公民較差を解消するため、引上げ改定 (県内に勤務する職員に対する地域手当 4.6% → 4.7%)	R4.4.1
2 ボーナス(特別給) ・ 職員の期末・勤勉手当の支給月数(4.30月)が、民間の特別給の支給割合(4.41月)を下回っていることから、支給月数を4.40月に引上げ ・ 引上げ分は、勤勉手当に反映	R4.12.1 R5.4.1

II 世代間の給与配分を適正化するための給料表見直し

改定の概要	実施年月日
世代間の給与配分を適正化するための給料表見直し ・ 令和4年人事院勧告後の俸給表構造を基本として一定の水準調整を行った給料表に改定(若年層を引上げ、中高年齢層を引下げ) ・ 給料表の改定に伴い、新たに受ける給料月額が令和5年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、経過措置として令和6年3月31日までの間、その差額を給料として支給	R5.4.1

職員の給与等に関する報告及び勧告(令和4年10月12日)

【報告】

職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、人事統計調査を実施し、職員の給与の実態を把握するとともに、民間従業員の給与の実態を把握するため、人事院と共同して、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内 754 の民間事業所のうちから、159 事業所を抽出し、職種別民間給与実態調査を実施した。

また、物価・生計費等職員の給与決定に係りのある諸般の事情についても、調査・検討を行った。

I 職員の給与を決定する諸条件等

1 職員の給与と民間従業員の給与との比較

(1) 公民給与の較差

区 分	金 額 等
民間従業員の給与 (A)	384,036 円
職 員 の 給 与 (B)	383,627 円
較差 (A)-(B)	409 円 (0.11%)

(2) 諸手当の比較

ア 扶養手当

扶養家族の構成	民 間		職 員
	三 重 県	全 国	
配 偶 者	13,233円	13,499円	6,500円
配偶者と子1人	19,546円(6,313円)	20,210円(6,711円)	16,500円(10,000円)
配偶者と子2人	25,651円(6,105円)	26,483円(6,273円)	26,500円(10,000円)

(注)・() 内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。

・職員の配偶者に係る手当は行政職給料表7級以下（これに相当する職務の級を含む、以下の級について同じ）の職員について記載。行政職給料表8級の職員は3,500円、行政職給料表9級以上の職員は支給対象外である。

イ 賞与等の特別給

民 間		職 員
三 重 県	全 国	
4. 41月分	4. 41月分	4. 30月分

2 物価・生計費の動向（令和4年4月）

(1) 消費者物価指数（対前年同月比）

津 市	全 国
2. 2%	2. 5%

(2) 標準生計費

区 分	津 市		全 国	
	1人世帯	4人世帯	1人世帯	4人世帯
食 料 費	30,670 円	60,710 円	31,020 円	61,390 円
住居関係費	42,880 円	45,320 円	44,710 円	47,260 円
被服・履物費	5,220 円	7,660 円	5,780 円	8,490 円
雑 費 I	18,190 円	56,090 円	22,620 円	69,760 円
雑 費 II	16,740 円	42,600 円	10,350 円	26,340 円
合 計	113,700 円	212,380 円	114,480 円	213,240 円

(注) 雑費 I (保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽)

雑費 II (その他の消費支出 (諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金))

II 職員の給与に関する見解

1 本年の給与改定

(1) 公民給与の較差

- ・ 4月分の公民較差について、役職・学歴・年齢別に対比して公民較差を算出

較 差 409 円 (0.11%) [人事院勧告 921 円 (0.23%)]

(2) 給与改定

月例給

【地域手当】

- ・ 公民較差を解消するため、引上げ改定
(県内に勤務する職員に対する地域手当 4.6%→4.7%)
- ボーナス (特別給)
- ・ 職員の期末・勤勉手当の支給月数 (4.30月) が、民間の特別給の支給割合 (4.41月) を下回っていることから、支給月数を4.40月に引上げ
- ・ 引上げ分は、勤勉手当に反映

(3) 実施時期

- ・ 1 : 令和 4 年 4 月 1 日
- ・ 2 : 令和 4 年 12 月 1 日 (令和 5 年度以降の改定は令和 5 年 4 月 1 日)

2 世代間の給与配分を適正化するための給料表見直し

(1) 基本的な考え方及び必要性

- ・ 現行の給料表は国の俸給表と比較して若年層より中高年齢層に給料が厚く配分されており、世代間の給与配分を速やかに見直す必要
- ・ 国や近隣の地方公共団体と比較すると若年層の給料水準が低く、県内民

間事業所との初任給差も大きい

(2) 措置すべき事項

令和4年人事院勧告後の俸給表構造を基本として一定の水準調整を行った給料表に改定（若年層を引上げ、中高年齢層を引下げ）

(3) 実施時期

令和5年4月1日（給料表の改定に伴い、新たに受ける給料月額が令和5年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、経過措置として令和6年3月31日までの間、その差額を給料として支給。）

3 その他の課題

(1) 定年の引上げによる給与に関する措置

国は定年の段階的引き上げが完成する令和13年3月までに、60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう所要の措置を順次講ずることとしており、その動向を注視していくことが必要

(2) 在宅勤務に関する給与面での対応

国は国家公務員がテレワーク（在宅勤務）を行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みの検討を進め、通勤手当の取扱いを含め、措置内容をまとめていくとしており、国の検討状況等を注視し、県において必要な枠組みを検討

(3) 人事管理の課題に対応するための給与制度上の取組

国は公務員人事管理に関する様々な取組を進める中での給与面の課題に対応するため、給与制度のアップデートに向けた取組を進めていくこととし、令和5年夏に骨格案を示すよう検討を進め、令和6年には成案を示すとしており、その動向を注視していくことが必要

【勧告】

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）、公立学校職員の給与に関する条例（昭和30年三重県条例第10号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年三重県条例第72号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年三重県条例第61号）を改正することを勧告する。

I 令和4年4月の公民給与の較差に基づく給与改定のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）及び公立学校職

員の給与に関する条例（以下「学校職員給与条例」という。）の改正

(1) 地域手当

7級地のうち人事委員会規則又は人事委員会及び教育委員会が共同で定める規則で定める地域及び公署にあっては、地域手当の支給割合を100分の4.7とすること。

(2) 勤勉手当

ア 令和4年12月期の支給割合

(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分（再任用職員にあっては、0.5月分）とすること。

(イ) 特定管理職員

勤勉手当の支給割合を1.25月分（再任用職員にあっては、0.6月分）とすること。

(ウ) 行政職給料表10級の特号給の適用を受ける職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.475月分）とすること。

(イ) 特定管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。

(ウ) 行政職給料表10級の特号給の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）の改正

期末手当

(1) 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

(2) 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

Ⅱ 世代間の給与配分を適正化するための給料表見直しに伴う関係条例の改正

1 給与条例及び学校職員給与条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

※別記第1省略

(2) 経過措置

(1) による改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しない職員（人事委員会規則または人事委員会及び教育委員会が共同で定める規則（以下「規則」という。）で定める職員を除く。）に対しては、令和6年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（以下「差額」という。）を給料として支給すること。切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で差額の支給を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員または切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員で任用の事情等を考慮して差額の支給を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員についても、規則の定めるところによりこれに準じて差額を支給すること。

2 任期付研究員条例及び任期付職員条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2及び別記第3のとおり改定すること。

※別記第2、別記第3省略

(2) 経過措置

1 (2) の規定は、これを準用する。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、Ⅰの1の(2)のイ及びⅠの2の(1)については、この勧告を実施するための条例の公布の日から、Ⅰの1の(2)のイ及びⅠの2の(2)、Ⅱについては令和5年4月1日から実施すること。

2 その他所要の措置

この改定に伴い、必要な所要の措置を講ずること。

人事委員会年報（令和4年度）

令和5年6月発行

編集 三重県人事委員会事務局

〒514-0004 津市栄町 1-891

（勤労者福祉会館4階）

電話：（059）224-2930

FAX：（059）226-7545

E-mail：jinjii@pref.mie.lg.jp

ホームページアドレス：

<https://www.pref.mie.lg.jp/JINJII/HP/>